

基監発 0226 第 2 号
令和 8 年 2 月 26 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

社会保険労務士等が労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」
を用いて電子申請を行う場合の取扱いについて

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」といいます。）が電子申請により労働基準法等に基づく手続について提出代行を行う場合の取扱いについては、令和 3 年 3 月 10 日付け基政発 0310 第 3 号、基監発 0310 第 2 号、基賃発 0310 第 4 号「社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて」（以下「令和 3 年通知」といいます。）において定めているところですが、今般、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の電子申請様式作成支援ツール（以下「ポータルサイト」といいます。）に、社会保険労務士のデジタル資格者証（以下「デジタル資格者証」といいます。）の登録機能を設けたことに伴い、社会保険労務士等がポータルサイトを用いて労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。）に基づく手続に係る電子申請を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本年 2 月 26 日から実施することとしたので、その実施に当たり、各都道府県社会保険労務士会への周知につき、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、電子申請及びポータルサイトの一層のご利用をお願い申し上げます。

記

1 ポータルサイトにおけるデジタル資格者証の登録機能の概要

ポータルサイト上で電子申請の連絡先情報を登録する際に、マイナポータルから出力したデジタル資格者証（PDF ファイル）を登録することができるようになりました。

当該連絡先情報を用いて電子申請を行う場合には、デジタル資格者証が自動で添

付されることに加えて、ポータルサイトにおいて自動で作成・添付される様式イメージ（PDF ファイル。就業規則（変更）届については、ポータルサイトから電子申請が行われた旨が記載されたファイル。）上に、提出代行又は事務代理の表示が行われます。

なお、ポータルサイトの対象手続は以下のとおりです。

- ・ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届
- ・ 就業規則（変更）届

2 電子申請時に添付する必要がある書類

(1) デジタル資格者証を登録した連絡先情報を用いて電子申請を行う場合

ア 提出代行の場合

様式イメージに「提出代行」の表示が行われますが、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第59条の3の規定に基づき、提出代行に関する契約があることを証明する書面をPDF形式等で電磁的に添付する必要があります。また、デジタル資格者証が自動で添付されることにより、社会保険労務士証票の写しの添付を省略することができます。

イ 事務代理の場合

様式イメージに「事務代理」の表示が行われることにより、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条の2のただし書きの規定に基づき、事務代理に関する権限を有することを証明する書面の添付を省略することができます。また、デジタル資格者証が自動で添付されることにより、社会保険労務士証票の写しの添付を省略することができます。

(2) デジタル資格者証を登録していない連絡先情報を用いて電子申請を行う場合

事務代理により電子申請を行うことはできず、令和3年通知の記の第2の2により、社会保険労務士等が自らを使用者として電子申請を行う場合を除き、提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しのいずれもPDF形式等で電磁的に添付する必要があります。